10　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をガーナ共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月五日にアクラで

ガーナ共和国駐在
日本国特命全権大使　吉村馨

ガーナ共和国財務大臣
セス・エマニュエル・テペ閣下

（ガーナ側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をガーナ共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年十二月五日にアクラで

ガーナ共和国財務大臣
セス・エマニュエル・テペ

ガーナ共和国駐在
日本国特命全権大使　吉村馨閣下

○外務省告示第四百七十九号

平成二十八年十二月七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

世界食糧計画側　ナオエ・ヤキヤ在ミャンマー事務所副代表

平成二十八年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八十号

平成二十八年十二月七日にネーピードーで、マグウェイ総合病院整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　マグウェイ総合病院整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十二億八千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十四年十一月三十日

4　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　マウン・マウン・ウィン計画・財務副大臣

平成二十八年十二月二十日

○外務省告示第四百八十一号

平成二十八年十二月七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　十億円

3　署名者

日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　マウン・マウン・ウィン計画・財務副大臣

平成二十八年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四百八十二号

平成二十八年十二月七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における女性専用交通整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　女性専用交通整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億九千百万円

3　署名者

日　本　側　倉井高志在パキスタン大使

国際連合側　モハメド・ハイダー・レザ国際連合プロジェクト・サービス機関在パキスタン事務所長代行

平成二十八年十二月二十日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第三百六十三号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十日

財務大臣　麻生　太郎

別表に次のように加える。

独立行政法人日本学生支援機構（神奈川県横浜市緑区長津田町四二五九番地）	官民協働海外留学支援制度大学全国コースに係る費用（平成二十九年度事業分）	平成二十八年十二月二十日から平成二十九年九月二十九日まで
宗教法人賀茂別雷神社（京都市北区上賀茂本山三三九番地）	重要文化財として指定されている宗教法人賀茂別雷神社の建造物の保存修理の費用	平成二十八年十二月二十日から平成二十九年十二月十九日まで

○厚生労働省告示第四百二十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十二月二十一日から適用する。

平成二十八年十二月二十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表に次のように加える。

第13部　追　補　(9)

内　用　名	規　格　単　位	薬　価　円
（テ）		
デシコピ配合錠HT	1錠	3,934.30
デシコピ配合錠LT	1錠	2,748.20
外　用　名	規　格　単　位	薬　価　円
（ろ）		
ロキソプロフェンNaテープ50mg「久光」	7cm×10cm 1枚	14.70
ロキソプロフェンNaテープ100mg「久光」	10cm×14cm 1枚	22.70